

西日本三建サービス株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 9年 3月 31日 (5カ年計画)

2. 当社の課題

課題1： 採用者に占める女性割合が低い

課題2： 女性がほとんど配置されていない部署がある

課題3： 女性には不向きな仕事であるとの意識が社員のなかにある

3. 目標

- ・ 女性労働者を2人採用する。
- ・ 短時間勤務、看護休暇制度を利用促進する。

4. 取組内容と実施時期

取組1： 女性が満たしにくい募集・採用基準や運用を見直す

- 令和 4年 4月～女性採用をアピールする採用案内を作成し、ホームページに掲載する。
- 令和 4年 10月～職場体験を実施する。
- 令和 4年 10月～女性社員との座談会を開催する。

取組2： 一般職から総合職等への転換を推進する取組を実施する

- 令和 4年 4月～就業規則等及び人事考課の基準の見直しを行う。
- 令和 4年 4月～ハラスメント防止について管理職及び社員に周知する。
- 令和 5年 4月～一般職から総合職への転換を推進するよう社内で制度説明を行い、上司から働きかける。
- 令和 7年 4月～外部から女性管理職を招いて講話会を開催する。

取組3： 女性が働きやすい職場風土づくりを行う

- 令和 4年 4月～ハラスメント防止研修を開催する。
- 令和 4年 4月～管理職自身で週1回ノー残業デーの実施及び年度始めに年5日の有給休暇取得予定日を決める。
- 令和 5年 4月～有給休暇取得状況の社内通知プラス有給休暇取得推進。